

## ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書

内閣府が２０２３年３月に公表したこども・若者の意識と生活に関する調査によると、ひきこもり状態にある人は、１５歳から６４歳までの年齢層の約２％、１４６万人に及ぶと推計されており、幅広い世代のニーズに対応した支援が求められている。

また、特定非営利活動法人ＫＨＪ全国ひきこもり家族会連合会などによると、ひきこもり状態の人のうち４０代と５０代が全体の４割を占めているほか、ひきこもり期間が１０年以上となるケースが最も多いなど、ひきこもりの高齢化や長期化が進んでおり、８０代の親が５０代の子を支える、いわゆる８０５０問題をはじめ大きな社会問題となっている。

ひきこもり支援に関係した法整備については、２０１０年に施行された子ども・若者育成支援推進法があるが、対象が４０歳未満という若者世代に限られており、また２０１５年に施行された生活困窮者自立支援法では、対象を「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に限定していることから、それぞれの法の隙間で支援を受けることができないケースが生じている現状がある。

また、国においては、２０２２年度からひきこもり支援の核として、相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施するひきこもり支援ステーション事業を開始したものの、実施は一部の市町村にとどまっている。

よって、政府においては、下記の事項について実現するよう強く要望する。

### 記

- 1 ひきこもり状態にあるすべての世代の人を支援対象とするとともに、必要な施策や支援体制等を明文化し、ひきこもりの人が全国どこでも必要な支援を受けられるよう、ひきこもり支援基本法を制定すること。
- 2 ひきこもり状態にある当事者、それを抱える家族に対して、当該者のニーズに応じた支援を伴走型で行う体制を整えること。
- 3 子ども・若者育成支援推進法、生活困窮者自立支援法を柔軟に運用し、ひきこもり状態の人へ具体的な支援が届くようにすること。
- 4 当面、厚生労働省のひきこもり支援推進事業を全国の自治体が法的義務として受け止め、取り組めるようにすること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年９月２２日

内閣総理大臣  
厚生労働大臣 宛て（各通）  
共生・共助担当大臣  
衆参両院議長

水戸市議会議長 松本 勝久

## 地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書

消費者被害を防ぐためには、相談体制の確保や消費者教育、啓発など、地方消費者行政の充実・強化を図らなければならない。しかしながら、国が措置し、地方消費者行政の下支えとなってきた地方消費者行政推進交付金は、令和 7 年度末には多くの地方自治体で活用期間が終わるため、交付金を活用して実施してきた相談体制の維持や、消費者教育、啓発に係る事業の継続が困難となるなど、地方消費者行政の後退、縮小が懸念される。

また、被害の防止、救済の根幹である消費生活相談においては、相談員の高齢化等による担い手不足が深刻な問題となっている。相談員の担い手を確保し、安定的に業務を継続できるよう雇用形態や処遇等の改善が求められており、国の主導により速やかな制度設計と予算措置を行うことが必要である。

さらに、消費生活相談のデジタル化に向け、国は全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O－N E T）に代わる新たなシステムの整備を予定しているものの、端末のリース費用や、セキュリティ対策の継続的な更新費用などは、地方自治体の負担とされており、これらの経常的費用も国の責任で措置すべきである。

よって、政府においては、下記の事項について実現するよう強く要望する。

### 記

- 1 地方自治体の財政事情によることなく、地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置すること。
- 2 消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善に係る制度設計に必要な予算措置を講じること。
- 3 国が進める消費生活相談のデジタル化に係る予算を国の責任で措置すること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 9 月 2 2 日

内 閣 総 理 大 臣  
総 務 大 臣 宛て（各通）  
消費者及び食品安全担当大臣  
衆 参 両 院 議 長

水戸市議会議長 松 本 勝 久

## 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書

学校現場では、子どもの貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

令和3年3月の義務標準法の改正により、小学校の学級編制標準は35人に引き下げられ、中学校においても令和8年度から引き下げる方針となっている。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かな教育活動を進めるために、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要である。

一方で、義務教育費国庫負担制度については、平成18年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあり、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。国の施策として定数改善に向けた財源を保障し、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、豊かな子どもの学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持、さらには国庫負担率2分の1への復元が必要である。

また、国会においては、学校の働き方改革の推進と教職員の処遇改善を図るため、給特法等一部改正法が可決された。これにより、学校の働き方改革について自治体での体制整備が図られるものの、「学校・教師が担う業務に係る3分類」をはじめとした業務の見直しについては、各自治体で対応しなければならず、学校の働き方改革の確実な実現のためには、国による財源措置や人の配置などの支援が不可欠である。

よって、政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、下記事項について強く要望する。

### 記

- 1 学校の働き方改革及び長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 3 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月22日

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣 宛て（各通）  
文部科学大臣  
衆参両院議長

水戸市議会議員 松本勝久